

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年2月13日
【中間会計期間】	第62期中（自 2024年7月1日 至 2024年12月31日）
【会社名】	株式会社グリーンズ
【英訳名】	GREENS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村木 雄哉
【本店の所在の場所】	三重県四日市市浜田町5番3号
【電話番号】	(059)351-5593(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊藤 浩也
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市浜田町5番3号
【電話番号】	(059)351-5593(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 伊藤 浩也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 中間連結会計期間	第62期 中間連結会計期間	第61期
会計期間	自2023年7月1日 至2023年12月31日	自2024年7月1日 至2024年12月31日	自2023年7月1日 至2024年6月30日
売上高 (百万円)	20,717	25,279	40,969
経常利益 (百万円)	3,400	3,859	4,829
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (百万円)	3,367	3,829	4,888
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	3,377	3,824	4,913
純資産額 (百万円)	8,369	11,169	7,824
総資産額 (百万円)	26,486	29,962	26,614
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	238.16	270.33	338.03
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.6	37.3	29.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,044	3,714	6,013
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	236	574	1,658
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	835	908	3,362
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	8,701	9,951	7,720

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び連結子会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績に関する説明

当中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）における我が国経済は、円安の影響による堅調なインバウンド需要や、雇用や所得環境の改善による個人消費の回復により、緩やかに回復いたしました。一方でロシア・ウクライナ情勢や中東情勢の長期化、米国新政権の政策等、世界経済の不確実性が日本経済に与える影響等には、依然として留意が必要です。

ホテル業界におきましては、2025年1月31日に観光庁が公表している最新の宿泊旅行統計調査（2024年11月第2次速報、2024年12月第1次速報）によりますと、2024年11月の延べ宿泊者数は5,712万人泊（前年同月比+4.9%、2019年同月比+15.0%）、12月は5,582万人泊（前年同月比+6.3%、2019年同月比+18.4%）と、前年並びにコロナ禍前を上回り、順調に推移しています。

このような事業状況のもと、当社運営ホテルにおいては、客室稼働率を維持しつつ客室単価を向上する、という指針に基づいた施策を推進した結果、客室稼働率は、概ね前年並みの80%前後で推移し、客室単価は前年同月を大幅に上回る結果となりました。特に2024年11月の平均客室単価は10,757円となり、過去最高を更新いたしました。

当社グループにおいて宿泊特化型ホテルを中心に全国で展開している「チョイスブランド」では、2023年12月20日開業のコンフォートイン名古屋栄駅前（愛知県名古屋市）の当中間連結会計期間における売上高の貢献がありました。また、2024年7月8日のコンフォートイン塩尻北インターを皮切りに、2024年10月4日のコンフォートイン千葉浜野R16まで合計22店舗を開業し、夏休みのレジャー需要を取り込む等、開業後の早期から売上に貢献いたしました。

営業面においては、首都圏や観光地においてインバウンド需要が堅調に推移いたしました。需要に応じたレベニューマネジメントの強化、及びレジャーやインバウンド需要獲得に向けて、レジャー向けの新ブランドであるコンフォートホテルERA及びAscend Hotel Collection™の認知度向上施策等の販促強化を図った結果、客室稼働率は前年同期比1.7ポイント増の82.9%、客室単価は前年同期比10.2%増の10,652円となり、売上高は前年同期比26.3%増の21,961百万円となりました。

三重県・東海地方を中心に地域特性に合わせて宴会場等を併設したシティホテルや宿泊特化型ホテルを展開している「オリジナルブランド」及び「その他事業」においては、その地域やホテルの特性を活かした販売施策や企画を実施することで稼働率の向上に繋がり売上に貢献いたしました。営業面においては、外食店舗、集会店舗の販売経路拡大、及び各店舗地域の顧客動向や需要の状況に合わせたレベニューマネジメントによる販促強化を図った結果、客室稼働率は前年同期比2.3ポイント増の78.0%、客室単価は前年同期比4.8%増の7,370円と前年同期比を上回ったものの、2024年6月期より当第1四半期までの期間に3店舗を閉館した影響により、売上高は前年同期比0.4%減の3,317百万円となりました。

なお、当社グループ全体の客室稼働率は前年同期比1.9ポイント増の82.1%、客室単価は前年同期比10.3%増の10,169円、ホテル軒数は117店舗、客室数はチョイスブランド14,004室、オリジナルブランド2,565室の合計16,569室となっております。

この結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高25,279百万円（前年同期比22.0%増）、営業利益3,960百万円（前年同期比13.2%増）、経常利益3,859百万円（前年同期比13.5%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は3,829百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

（注）文中記載の客室稼働率ならびに客室単価は、当中間連結会計期間における数値となります。月別の数値に關しましては当社ホームページに掲載しております。

株式会社グリーンズ <https://www.kk-greens.jp/>

(2) 財政状態に関する説明

当中間連結会計期間末における資産につきましては、29,962百万円（前連結会計年度末26,614百万円）と、3,348百万円増加いたしました。

うち流動資産は、14,502百万円（同11,462百万円）と3,040百万円増加いたしました。これは、主に現金及び預金の増加によるものであります。

固定資産は、15,459百万円（同15,151百万円）と308百万円増加いたしました。これは主に建物の増加によるものであります。

負債につきましては、18,793百万円（同18,789百万円）と4百万円増加いたしました。

うち流動負債は、9,054百万円（同8,649百万円）と405百万円増加いたしました。これは主に買掛金の増加によるものであります。

固定負債は、9,738百万円（同10,139百万円）と401百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

純資産につきましては、11,169百万円（同7,824百万円）と3,344百万円増加いたしました。これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。この結果、自己資本比率は37.3%（前連結会計年度末は29.4%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ2,231百万円増加し、9,951百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は3,714百万円(前年同期は3,044百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前中間純利益3,861百万円、仕入債務の増減額362百万円による資金の増加があったのに対し、売上債権の増減額732百万円による資金の減少があったこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は574百万円(前年同期は236百万円の使用)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出620百万円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は908百万円(前年同期は835百万円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出412百万円、配当金の支払額479百万円による資金の減少があったこと等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

該当事項はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

生産実績

該当事項はありません。

受注実績

該当事項はありません。

販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはホテル事業の単一セグメントであるため、ブランド別に記載しております。

事業部門の名称	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)	前年同期比(%)
チョイスブランド(百万円)	19,797	113.9
チョイスブランドRS(百万円)(注)3	2,163	-
チョイスブランド計(百万円)	21,961	126.3
オリジナルブランド及びその他の事業(百万円)	3,317	99.6
合計(百万円)	25,279	122.0

- (注) 1. 事業部門間の取引については相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。
3. 「チョイスブランドRS」は2024年2月に賃貸借契約の合意書を締結したロードサイドに立地する22物件の総称であり、当該ホテル数の増加に伴う影響を可視化し、数値の比較性を保つために、ブランド別の詳細数値を記載しております。

3【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
A種優先株式	6,000
計	24,000,000

(注) 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式24,000,000株、A種優先株式6,000株となっております。
なお、合計では24,006,000株となりますが、発行可能株式総数は24,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,878,263	13,878,263	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 プレミアム市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
A種優先株式	4,000	4,000	非上場	単元株式数1株(注)
計	13,882,263	13,882,263	-	-

(注) 1. A種優先株式の内容は以下のとおりです。

1. A種優先株式に対する剰余金の配当

(1) 期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

(2) 期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

(3) 優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記7.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記1.(4)に定める額の配当金(以下「優先配当金」という。)を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日以前である日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。

(4) 優先配当金の額

優先配当金の額は、A種優先株式1株につき、以下の算式に基づき計算される額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額及び前事業年度に係る期末配当後の未払A種優先配当金(下記1.(5)において定義される。)(もしあれば)の合計額に年率4.0%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が払込期日と同一の事業年度に属する場合は、払込期日)(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される額とする。

- (5) 累積条項
ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日として計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額（以下「未払A種優先配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。
- (6) 非参加条項
当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、上記1.(4)に定める優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。
2. 剰余財産の分配
- (1) 剰余財産の分配
当社は、剰余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記7.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株当たり、下記2.(2)に定める金額を支払う。
- (2) 剰余財産分配額
基本剰余財産分配額
A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4.(2)に定める基本償還価額算式（ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「剰余財産分配日」（剰余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。）と読み替えて適用する。）によって計算される基本償還価額相当額（以下「基本剰余財産分配額」という。）とする。
控除価額
上記2.(2)にかかわらず、剰余財産分配日までの間に支払われた優先配当金（剰余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。）が存する場合には、A種優先株式1株当たりの剰余財産分配額は、下記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「剰余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記2.(2)に定める基本剰余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記2.(2)に定める基本剰余財産分配額から控除する。
- (3) 非参加条項
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか剰余財産の分配を行わない。
3. 議決権
A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。
4. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）
- (1) 償還請求権の内容
A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されている。
A種優先株式の発行要項においては、A種優先株主は、いつでも、当社に対して、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）できることとされているが、A種引受契約の規定により、DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合（以下「DBJ飲食・宿泊支援ファンド」という。）は、原則として、2028年6月30日までの間、金銭を対価とする取得請求権を行使することができないものとされている。
但し、A種引受契約上、2028年6月30日以前であっても、DBJ飲食・宿泊支援ファンドは、当社の2025年6月末日及びそれ以降の各事業年度末日現在の単体の貸借対照表における剰余金分配可能額が、当該事業年度末日を強制償還日（当社の取締役会決議に基づき別に定める日をいい、以下同じ。）として当該時点における本優先株式の全部について強制償還をしたと仮定した場合の強制償還価額の合計額以下になった場合、クローリング日において、A種引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが発覚した場合（但し、成就しない前提条件をDBJ飲食・宿泊支援ファンドが全て書面により放棄した場合は除く。）、又は当社が、A種引受契約の条項に違反（A種引受契約上の表明及び保証違反を含む。）した場合であって、DBJ飲食・宿泊支援ファンドから契約違反の存在を指摘する書面による通知を受領した日（同日を含む。）から起算して30日を経てもなお当該違反が治癒されない場合（但し、当該違反の治癒が客観的に不可能又は著しく困難な場合は、かかる治癒期間の経過を要しないものとする。）には、DBJ飲食・宿泊支援ファンドが当該事由の発生について書面による承諾をした場合を除き、金銭を対価とする取得請求権を行使できるものとされている。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主に対して、下記4.(2)に定める金額（ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定するものとし、また、償還請求日において償還請求が行われたA種優先株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求が行われたA種優先株式の数に

応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求日における分配可能額を超えない範囲内においてのみA種優先株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種優先株式については、償還請求が行われなかったものとみなす。

(2) 償還価額

基本償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、以下の算式によって計算される額(以下「基本償還価額」という。)とする。

(基本償還価額算式)

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000\text{円} \times (1 + 0.04)^{m+n/365}$$

払込期日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

控除価額

上記4.(2)にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、A種優先株式1株当たりの償還価額は、次の算式に従って計算される価額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除した額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記4.(2)に定める基本償還価額から控除する。

(控除価額算式)

$$\text{控除価額} = \text{償還請求前支払済優先配当金} \times (1 + 0.04)^{x+y/365}$$

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

(3) 償還請求受付場所

三重県四日市市浜田町5番3号

株式会社グリーンズ

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

5. 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

(1) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、いつでも、当社の取締役会決議に基づき別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、下記5.(2)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。)。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 強制償還価額

基本強制償還価額

A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める基本償還価額算式(ただし、基本償還価額算式における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)によって計算される基本償還価額相当額(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

控除価額

上記5.(2)にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金（強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。）が存在する場合には、A種優先株式1株当たりの強制償還価額は、上記4.(2)に定める控除価額算式（ただし、控除価額算式における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。）に従って計算される控除価額相当額を、上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記5.(2)に定める基本強制償還価額から控除する。

6. 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。A種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

7. 優先順位

(1) 優先順位

A種優先株式の優先配当金、並びにその他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式の優先配当金を第1順位、その他の種類の株式の株主及び登録株式質権者（普通株主及び普通登録株式質権者を含むがこれに限られない。）に対する剰余金の配当を第2順位とする。

(2) 残余財産の分配

A種優先株式及びその他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、その他の種類の株式（普通株式を含むがこれに限られない。）に係る残余財産の分配を第2順位とする。

(3) 比例按分

当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

8. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

9. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2024年7月1日～ 2024年12月31日	-	普通株式 13,878,263 A種優先株式 4,000	-	100	-	-

(5)【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社新緑	三重県四日市市笹川5丁目10-12	2,500	18.02
株式会社TM	三重県四日市市笹川5丁目10-12	1,700	12.25
村木 雄哉	三重県四日市市	1,060	7.64
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	643	4.64
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	557	4.02
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	461	3.33
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/MBBCLIENT ASSETS 2(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319(東京都中央区日本橋3丁目11-1)	448	3.23
村木 敏雄	三重県四日市市	350	2.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	344	2.48
JP JPMSE LUX RENOMURA INT PLC 1 EQ CO(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	233	1.68
計	-	8,298	59.81

(注) 上記大株主の村木敏雄氏は、2024年6月13日に逝去されましたが、2024年12月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、次のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社新緑	三重県四日市市笹川5丁目10-12	25,000	18.04
株式会社TM	三重県四日市市笹川5丁目10-12	17,000	12.26
村木雄哉	三重県四日市市	10,604	7.65
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,435	4.64
MSIP CLIENT SECURITIES(常任代理人 モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	5,572	4.02
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2B UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	4,615	3.33
BNP PARIBAS SINGAPORE/2S/JASDEC/MBBCLIENT ASSETS 2(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	20 COLLYER QUAY, #01-01 TUNG CENTRE, SINGAPORE 049319(東京都中央区日本橋3丁目11-1)	4,485	3.24
村木 敏雄	三重県四日市市	3,500	2.52
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	3,440	2.48
JP JPMSE LUX RENOMURA INT PLC 1 EQ CO(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THE THAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	2,334	1.68
計	-	82,985	59.86

(注)1. 上記大株主の村木敏雄氏は、2024年6月13日に逝去されましたが、2024年12月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 2024年12月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）及び野村アセットマネジメント株式会社が、2024年11月29日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	132	0.95
ノムラ インターナショナル ピーエルシー（NOMURA INTERNATIONAL PLC）	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	221	1.59
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	795	5.73
計	-	1,149	8.28

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 4,000	-	(注2)
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,861,700	138,617	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 6,763	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	13,882,263	-	-
総株主の議決権	-	138,617	-

(注) 1. 「単元未満株式数」には、当社保有の自己株式43株が含まれております。

2. A種優先株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式(注)」に記載のとおりです。

【自己株式等】

2024年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 株式数の割合(%)
株式会社グリーンズ	三重県四日市市浜田町5番3号	9,800	-	9,800	0.07
計	-	9,800	-	9,800	0.07

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年7月1日から2024年12月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,720	9,951
売掛金	2,544	3,276
原材料及び貯蔵品	103	173
前払費用	964	1,057
その他	132	46
貸倒引当金	2	3
流動資産合計	11,462	14,502
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,270	4,635
工具、器具及び備品（純額）	543	498
土地	1,892	1,975
リース資産（純額）	103	82
建設仮勘定	-	9
有形固定資産合計	6,809	7,201
無形固定資産	136	158
投資その他の資産		
投資有価証券	117	110
差入保証金	5,920	5,815
その他	2,192	2,196
貸倒引当金	25	22
投資その他の資産合計	8,205	8,099
固定資産合計	15,151	15,459
資産合計	26,614	29,962

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,194	1,557
短期借入金	2,600	2,600
1年内返済予定の長期借入金	824	824
未払金	1,356	1,332
未払費用	1,477	1,816
未払法人税等	62	31
未払消費税等	730	376
その他	403	515
流動負債合計	8,649	9,054
固定負債		
長期借入金	9,402	8,990
資産除去債務	612	631
その他	124	116
固定負債合計	10,139	9,738
負債合計	18,789	18,793
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	1,170	1,170
利益剰余金	6,534	9,884
自己株式	9	9
株主資本合計	7,795	11,146
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	28	23
その他の包括利益累計額合計	28	23
純資産合計	7,824	11,169
負債純資産合計	26,614	29,962

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位 : 百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
売上高	20,717	25,279
売上原価	13,228	16,282
売上総利益	7,488	8,996
販売費及び一般管理費	3,989	5,035
営業利益	3,499	3,960
営業外収益		
違約金収入	24	29
その他	19	30
営業外収益合計	44	59
営業外費用		
支払利息	141	159
その他	0	1
営業外費用合計	142	160
経常利益	3,400	3,859
特別利益		
固定資産売却益	0	3
特別利益合計	0	3
特別損失		
固定資産除却損	1	2
特別損失合計	1	2
税金等調整前中間純利益	3,399	3,861
法人税等	31	31
中間純利益	3,367	3,829
親会社株主に帰属する中間純利益	3,367	3,829

【中間連結包括利益計算書】

(単位 : 百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
中間純利益	3,367	3,829
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10	5
その他の包括利益合計	10	5
中間包括利益	3,377	3,824
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,377	3,824

(3)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,399	3,861
減価償却費	254	302
固定資産売却益	0	3
固定資産除却損	1	2
受取利息及び受取配当金	1	2
支払利息	141	159
売上債権の増減額(は増加)	727	732
棚卸資産の増減額(は増加)	32	69
仕入債務の増減額(は減少)	153	362
未払消費税等の増減額(は減少)	12	353
未払金の増減額(は減少)	116	58
未払費用の増減額(は減少)	81	339
その他	80	127
小計	3,246	3,935
利息及び配当金の受取額	1	2
利息の支払額	139	160
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	63	62
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,044	3,714
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	151	620
有形固定資産の売却による収入	1	19
無形固定資産の取得による支出	14	36
投資有価証券の取得による支出	1	1
差入保証金の差入による支出	31	23
差入保証金の回収による収入	16	125
長期前払費用の取得による支出	55	28
その他	-	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	236	574
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	415	412
配当金の支払額	376	479
自己株式の取得による支出	0	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	42	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	835	908
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,973	2,231
現金及び現金同等物の期首残高	6,727	7,720
現金及び現金同等物の中間期末残高	8,701	9,951

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じた金額に、繰延税金資産の回収可能性を考慮しております。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
販売手数料	2,130百万円	2,676百万円
給料及び賞与	577	673
退職給付費用	3	4
貸倒引当金繰入額	2	2

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	8,701百万円	9,951百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	8,701	9,951

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	115	利益剰余金	9.00	2023年6月30日	2023年9月29日
	A種優先株式	240	利益剰余金	40,000.00	2023年6月30日	2023年9月29日
	B種優先株式	20	利益剰余金	40,000.00	2023年6月30日	2023年9月29日

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月26日 定時株主総会	普通株式	318	利益剰余金	23.00	2024年6月30日	2024年9月27日
	A種優先株式	160	利益剰余金	40,109.59	2024年6月30日	2024年9月27日

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ホテル事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間(自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	合計
宿泊売上	20,040
顧客との契約から生じる収益	20,040
その他の収益	676
外部顧客への売上高	20,717

当中間連結会計期間(自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	合計
宿泊売上	24,618
顧客との契約から生じる収益	24,618
その他の収益	661
外部顧客への売上高	25,279

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	238円16銭	270円33銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(百万円)	3,367	3,829
普通株主に帰属しない金額(百万円)	120	80
(うち優先配当額(百万円))	120	80
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (百万円)	3,246	3,749
普通株式の期中平均株式数(株)	13,631,249	13,868,420

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月6日

株式会社グリーンズ
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小出 修平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川合 利弥

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社グリーンズの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンズ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の

注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。